

豊受大神

伊勢国の内宮に鎮座しておられる

雄略天皇武に相当

聖武天皇の御世(七二四)と

天照大神の

神示があつたのがも知れな

延暦二十三年(八〇四)三月に撰進された

止由氣宮儀式帳に

穴く聞ニ一召さむ。よつてわが御饗都神

三狐神の意か(等)由氣(大神)を我許にもか(わ

かみもとに祭つてほしいものだ)と誨覚奉

りき

とある。

すなわち(宇佐国)外宮(の豊受大神)梯

偶の(と)思われ(る)を、伊勢国の(外宮)

離宮へお迎えすることとなつたのであろう

祭られてきた天照大神(ハ咫鏡)は

皇太神宮(内宮)へ遷されたのだから

皇太神宮(内宮)へ遷されたのだから

皇太神宮(内宮)へ遷されたのだから

5272 149



5,274<sup>p</sup> - 1/2

の段に、  
登由宇氣神、此者坐外宮之度相神者也  
トユウケノカミ、是は外宮之度相に坐す  
神なり

と記されり。  
そして、諸本に、  
外宮の度相  
とある。

とはいえ、外宮の語は平安前期以後に  
か現われないので、古事記の曰外宮之匹の  
三字は後世の竄入とみる説がある。

あるはまた、この一節については全部が  
後世の書き入れであろう、とする説もある。  
古事記に新潮日本古典集成、新潮社、九  
一頁、注八。「伊勢神宮」桜井勝進、学生  
社、三四頁参照

あえて述べると、  
古事記が完成した七一二年当時  
にはまだ、豊受神を外宮にお迎えしておらず  
武(雄略)天皇に相当する聖武天皇の御代

伊勢国の

H29(2019) 10. 6(金)~10. 9(月) 7回読み返(7回)  
 H30(2018) 11. 25(月)~1. 5(木) (4回)  
 H31(2019) 4. 26(金)~4. 27(土) (4回)

前頁 299  
 5,274<sup>p</sup>-3/2  
 「おたて」前頁

昌泰 1100 西宮記 854<sup>p</sup>

令和元(2019)  
 11. 5(土)~11. 7(月)

1/4 正ツツ  
 1/6

\*

伊勢国の外宮の地へお遷ししたものは、  
 古事記に修正が加えられたと  
 なる。一「伊勢神宮」櫻井勝進、学生社、三  
 四頁参照)  
 例は、西宮記裏書口の昌泰二年(八九九)  
 九月八日の条に見えるのが初見といわ  
 る。一「伊勢神宮」櫻井勝進、学生社、三  
 四頁参照)  
 西宮記は「有職故実書」源高朝著である(後述)  
 之度相凸  
 の三字が後世の鼠入なめかも知れな  
 い。すなわち、その子往古においては、  
 登由宇氣神、此者坐外宮神者也  
 13.5 AM  
 ハトユウケノカミ、是は外宮に坐す神な  
 り  
 という解釈がなされてきたのではな  
 かる。第9表へ外宮・外宮変遷の  
 参考)

5272  
 1行

とゆけのおまかみ

324

コクヨ ケ-20 20X20

新や(1)-156頁

(第12巻) 614

かた 必ず  
5299 189

かな 必ず  
5295

617  
5275

の7  
20

かき付け  
ため

元(茶)310

5295  
57

625  
5140  
古事記の撰録開始

# 古事記

元明天皇の和銅五年(七一二年)正月二十八

日 太安萬侶が古事記を献上した。

古事記という書名は、古の事(辞)を記した

書物という意味で名づけられた。

しかし、撰録の由来を記した序文に、「古事

記」と名づくという文言が明記されてない

ので、撰者の当初からの呼称であるのか、後

人の命名であなのか、明らかでない。

また、古事記がどのようなようにして成立したか

ることができる。

は、序文(実は上表文)によつてのみ知

るとはいえない。この序文は四句六句を基

調とする気品の高い漢文で書かれており、必

ずしも達意の文ではないから、その解釈は学

者によつて区々であり、今日もなお定説を見

ない。ありさまである。「古事記」岩波文庫、

三一頁参照) その解釈は

\*







て推古朝に至るまでの我國の輝やかしい歴史  
を、一貫した言物として、文学性豊かに描出

していったように想像される。描き表わ

■しかしながら運移り世異り、そしていまだ

その事(古事記編纂の完結)を成さないう時に

天武上皇は崩御されてしまった。それは、文

武天皇の大室三年(七〇三)九月四日だった

のだろうや

■とはいえず、天武上皇崩御後も、阿礼は執筆

を続行した。そしていよいよ完成が目前のこ

ととなつた。

■もっとも従来、阿礼への下命は天武十四年(六

八五)頃であつたらうとされ、翌年の朱鳥元年(六

八六)九月九日の天武天皇崩御までのほんの

一年間ほどで、誦習は断絶の止むなきに至っ

たのであろう、と考えられている。(「古事記

新潮日本古典集成、二二頁注九参照)

■だが、榎田阿礼がどんなに聡明であつた

としても、わづか一年間ばかりでどれ程書き

進め得ようか。

我が国の

次頁  
から

また、明哲な阿礼ほどの者でさえも、  
成り得なかつたこの書物『古事記』を

元明天皇の和銅四年(七一)九月十八日の  
詔の時から、翌和銅五年(七二)正月二十

八日の献上迄のほんの四ヶ月余りで、  
信が書き上げ得たとはとうてい考えにくい

うに思われる。  
恐らく、

阿礼は、天武十四年ころ書き始め、  
天武上皇が大空三年九月四日に崩御

された後も、この大変な作業を継続して来た  
のであろう。

と推察される。

明哲(明)  
阿礼(阿)  
1797P  
胡哲(明)

712 55才  
685 28才  
27 27

絶下190<sup>P</sup> 5,281<sup>P</sup> #上下138<sup>P</sup>  
絶下190<sup>P</sup> 5,281<sup>P</sup> #上下138<sup>P</sup>

旧辞 622<sup>P</sup> 元皇 23<sup>P</sup>

前頁

和銅四年(七一) 九月十八日、元明天皇

は、諸家が持つてゐる旧辞(本辞)が理想の

書、日本書紀と違つてゐるのを惜しまれ、

先紀(帝紀)の誤り錯れるを修正しようとな

され、臣安萬侶に詔し、

「神田阿礼が誦める勅語の旧辞(古事記)

と仰せられた。(記)を撰録して献上せよ」

5277  
3049

絶下192<sup>P</sup> 新書を受け

上表文  
由 5275 119

紀下192 紀(皇)281 9斤  
言上 5284 9斤  
1977年

記(皇)17頁 19斤  
序を併せた  
5,282 P

記皇17 P

上表文  
記(皇)281 9斤  
17 P 巨\*

紀下192 紀(皇)281 9斤  
大極殿院 17 P 巨\*

大前(大極殿門)の前の机の上に置いて天皇  
に奏上した

のかも知れなかり。(推古紀十六年八月十二

日条参照)

平城宮の朝廷の内へ上表文を讀み上  
げる太安萬侶の莊重な声か流れた。

臣、安萬侶が言さく、  
それ、混元すでに凝りて、氣象いまた  
ず。

(中略)  
拜せて三卷を録して、謹みて献上ると  
臣安萬侶、誠惶誠恐みも頓々首々す

和銅五年正月廿八日

正五位上勳五等太朝臣安萬侶

この古事記の序は、太安萬侶が元明天  
皇に言上した上表文であるという(古事記に新

潮日本古典集成、十七頁注記参照)

このようにして

改訂

稗田阿礼が長年かかって完成した書は、  
太朝臣安萬侶の手を経て、元明天皇に献上さ  
れたのであろう。✓

と想到される。

この当時の官人は、公的な文章  
として、漢文体を用いていた。

漢文体で文章を書くのは、  
・碩学 中元に宮廷専属となっていた太安萬侶  
にとって、

意とするところだった。しかも太安萬侶は、  
唐の最も新しい書を出典として、上表文の形

式をもつ順序をもつたのであろう。(7古  
事記)新潮日本古典集成、二九二頁参照)

太安萬侶は、稗田阿礼が口誦して完成したそ  
の書の中から、主要なところを抜き出し、上

表文を練り、さらに読み上げるに当って  
落度のないよう、繰り返して練習し、この日に

備えたのであろう。

尚  
へそのための期間が、約四ヶ月間だったの

ではなからうか✓

と想像される。

(\*)

5,283<sup>P</sup>-3/3

4277 OK 記(史) 275<sup>P</sup>

因みに述べると

昭和五十四年一月二十日 奈良市田原町

の茶畑から 太安萬侶の遺骨・墓誌その

偶然発見された

銘(墓誌)には

左京四条四坊従四位下勳五等太朝臣安萬

侶以癸亥年七月六日卒之 養老七年十

二月十五日乙巳

と記載されている

次頁

という(写真図版 788 へ太安萬侶墓および墓

誌) 古事記 新潮日本古典集成 新潮社

昭和五十四年六月十日発行 二七五頁の解説

参照)

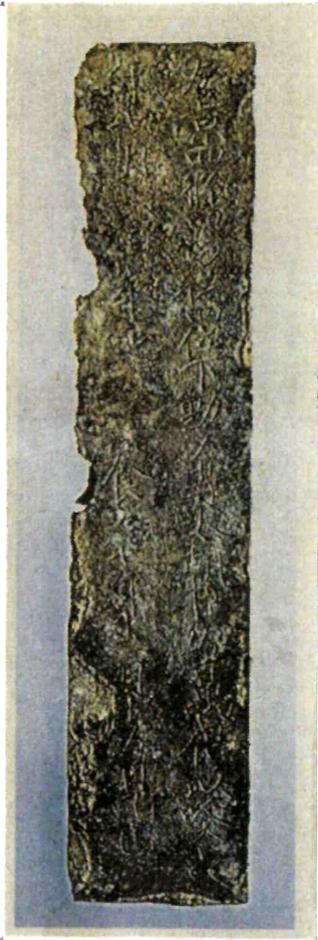
- ・カラー
- ・頁の上半分に大きくはみ出して掲載下さい。

5,283P - 3/3

- ・上下を間違えてないで下さい。

上

カット ←



・文字部分  
(安萬侶家)  
は、Sfbl5283  
とある。(掲載済)

1309 中心ふりかた

1409

写真図版 788 <sup>おほのやすま</sup> <sup>う</sup> <sup>ほい</sup> 太安萬侶墓 および <sup>ほい</sup> <sup>し</sup> 墓誌

『朝日新聞』平成26年10月15日(夕刊)「太安萬侶墓と墓誌」参照

1209

左: 「太安萬侶墓誌」(国重要文化財)。右: 茶畑に囲まれた急斜面にある「太安萬侶墓」<sup>の</sup> 奈良市此瀬町。

風土記

古事記が完成した翌年の和銅六年(七一三)

五月二日 元明天皇は、諸国行政地名の表

記の改正、および風土記の撰進について、こ

うお命になった。(続紀、元明天皇の和銅

六年五月二日条)

「畿内と七道との諸国の郡・郷の名は、好

字を着けよ。その郡の内になされる、銀・好

銅・彩色・草・木・禽・獸・魚・虫等の物は

具に色目を録し、土地の沃・瘠(やせ土)、

山川原野の名号の所由、また、古老の相伝い

る旧聞・異事は、史籍に載して言上せよ」

「つまり、

諸国の郡・郷の名として、好い字を着け

よ

と仰せられた

・なお、もーかーたら、この時

へ西の九州一帯、および東の近畿一帯の両

地方

地方

日本の歴史(2)  
読売144

中々々々  
現存 713P

5,284P - 2/2

日本の歴史(2)  
読売144

史書される(2) 5283P

後の  
 いちどにできあがったのではなく、  
 ● 水らの風土記は、和銅六年(七一三)直  
 もある。  
 水 一部分の文章だけが伝わっているもの  
 諸国の風土記で、断片的に古い書物に引用さ  
 右の五つの国のものだけであるが、その他  
 ● まとまった書物として伝わっているのは、  
 土記 肥前国風土記 豊後国風土記  
 日出雲国風土記の五つの風土記は、この命  
 にしたがってつくられたものと考えられてい  
 る。  
 ● 現存している 播磨国風土記 常陸国風  
 水や、古老の伝える古いはなし等が、書きし  
 るされ、朝廷に集められることになった。  
 現在、また、国々の産物や、山川原野の名のいわ  
 る。

ち、  
 たのかわも知れな~~い~~い  
 などと概なと全く無~~い~~いとなから、想像さ  
 る。

ち、  
 の地域に存在して~~い~~た日  
 ち、  
 の地名の表記が~~改~~正された  
 ち、  
 の地名の表記が~~改~~正された

298巻 云 平元6/26 (甲)

5,285P 5148

5056P 157 713 云 1095P  
天武5年 676年  
37年級

733  
- 713  
= 20年級

かなり長い期間をかけ、ほつほつとつくら

れたもののようである。

●現に『出雲国風土記』は、天平五年(七

三三)につくられてゐる。(「日本の歴史」

(2) 飛鳥と奈良、読売新聞社、一四四頁参照)

召集に呼び集ま、下きた古老達は、新

く移り住んだ地に、自らが生まれ育った土地の

伝承を重畳合わせ、目を輝やかかせて歡喜し

知つてゐる限りの昔の話を物語ったに相違な

い(第十八章へ西から東へ、國替元、第十八章

へ東山道・東海道の項参照)

そして、熱心に話してゐる老人達は、

いつしか故郷と瓜二つの新しい土地での出

来事について語つてゐるように思えてきたの

ではなからうか。●垂仁天皇 ●仲哀天皇

このようにして、崇神天皇・景行天皇・神

功皇后・応神天皇をはじめとする諸天皇や皇

後の物語が、―――。●実際には足を伸ば

された筈が無いにもかかわらず、あたかも畿

内や中国地方での出来事であつたかのように

伝説

伝承

H6.1.30(日) ⊕  
H96.21(土)

5,286<sup>P</sup>

記述されていったのであろうと推察される。  
 ちもちもそうだとするならば、風土記に記述  
 されていいる伝承のうち、いくつかは、元の地  
 戻して考えなければならぬといふこと  
 なるう。

\*

日本史 313P 元正天皇、三世の法  
長屋王 5316 5,287P

715 15才 百科辞典 P.37 飯高内親王  
701 14 711 刺女 飯盛大王  
5316P 文武 978P

元正天皇即位

元正天皇（六八〇し七四八。在位七一五し

七二四）は、草壁皇子と元明天皇の間に生まれ

た第一王女である。諱は、飯高内親王、のち

大氷高内親王。文武天皇（六八三し）の同母

姉に当る。

元明天皇の霊亀元年（七一五）、時の皇太子

子の後の聖武天皇（七〇一し七五六）に

文武天皇の第一皇子

幼く、十五歳であつたので、元明天皇の譲り

をうけて、元正天皇が即位された。

元正天皇在位中は、養老律令の刊修、三世

一身法の発布、蝦夷地の経営などが行なわれ

た。天武天皇の孫。高市皇子の子

■当時の政治は、長屋王を中核とする皇親政

治として特色づけられるが、一方、藤原不比

等を中心とする藤原氏の台頭が顕著であつた。

ハ「世界大百科事典」平仄社、「元正天皇」。

「元正天皇」等参照



H9.6.21 (土)  
H6.2.3 休  
戸

5518°  
天正改行

5,288P-1/2 緑②

5518°

緑2-15P  
③1-136P  
A-106

法興寺を新京に移す  
 元正天皇の靈龜二年（七一六）五月十六日  
 条に  
 始徒<sup>はじめ</sup>建<sup>た</sup>元興寺于左京六条四坊<sup>ニ</sup>  
 13.5 AM 始めて、元興寺を左京六条四坊に徒して  
 建つ  
 とある。（統紀）  
 二月一、その二年後の養老二年（七一八）  
 九月上十三日条に  
 「遷法興寺於新京<sup>ニ</sup>」  
 13.5 AM 法興寺を新京に遷す  
 とある。（統紀）  
 すなわち、同一の書物に「続日本紀」中に「  
 元興寺」と法興寺の遷徒（引越）の記  
 事があり、その解釈には、  
 (1) 元興寺と法興寺の別寺説  
 (2) 元興寺と法興寺の同寺説  
 と関連して、諸説がある。  
 さらに又、ややニ「こと」に、左京六条四  
 坊は実は大内寺の寺地であつて、  
 統紀編者が

入京改行

1188年  
徒にむす

5,288 - 1/2

蔵書 951  
市 3578P

六国史  
慶久 1393  
経紀 1-483  
天の改行

百科事 1-188  
飛鳥寺  
6-54  
元興寺  
経紀 1-1-53  
" 1-153

大炊寺を誤って元興寺と記したのではないかとす  
 説があり有力視されている。四。『読日本紀』  
 現代思潮社(一)末尾の五三頁注。被書店、四六  
 頁注十七等参照。もつとも元興寺と記述した  
 大炊寺の事とを誤って元興寺と記述した  
 などという迂濶な不手際があり得たのだから  
 か。また仮りにそんな誤りがあつたとしても  
 完成後多くの識者達の目にふれたことであら  
 うと思われ、訂正すらされなかつたといふの  
 だ。疑問に感づかれる。なるほど、言うまでもな  
 定かでないが、元正天皇の靈龜二年五月十六日  
 に、飛鳥の元興寺の建物の一部を、左京六条四  
 坊の大炊寺用に転用し、徒して大炊寺を建て  
 た。元興寺を左京六条四坊に遷そうとして、徒  
 に(むなしく)建築したが、途途中で気が  
 変わり、大炊寺とした。法興寺(肥後国の飛鳥寺)  
 を平城の地に移

前頁5行 徒に

5288 1/2 15斤  
42770K H11-12, 19

5,289<sup>f</sup>

3518 同  
3518 17斤 69

時社 642<sup>p</sup> ニキ 記 元 770<sup>p</sup>  
ちりりすこと

の項において既述)

\*

と推しはかりたり

と考えた(第六十八章八法興寺と元興寺)

結果として誤りである

しかし、先日述べたように、この物語では、

六条四坊に徒に建てたが、その直後に思ひ直

し、この寺院を大安寺とした

等々、いろいろの考え方が出来ようか。

なにはともあれ、全くの誤記だという

わけではあるまい。

続紀、靈龜二年五月十六日条の記事は、

元興寺を左京

46.2.4 命

百科⑥-541

745  
718  
新(1)-237下<sup>27</sup>

5,290<sup>P</sup>

のかわり知れな

3520<sup>P</sup>みらく  
3526<sup>P</sup>

5288<sup>P</sup>-1/2 1057

● それでは、続紀、養老二年（七一八）九月  
二十三日条の、法興寺を新京に遷す  
という記事につりては、どう考えたらよいの  
だろうか。

● あるいは、この日、大倭国（肥後国）の法興寺の本尊である  
弥勒像を新京（平城京）へ遷すことになった

この法興寺の弥勒像は、新京の左京六条四

坊に建設中の（新）元興寺に向かっ  
て出発した

と仮定してみよう。  
へその寺院は、大安寺に変更された  
の建設

● ここに、法興寺の弥勒像の爲の新元興寺  
か、奈良市の新屋町で開始さ  
されたようだが、起像される。

● 更に、二十七年後の天平十七年（七四五）  
に、新元興寺は落成したのだった。（7世



3535

3532  
3533

5,292 3535

3532 745  
596  
149

H元6/28  
茶室  
3532

て既述)

(\*)

崩水落ちた。焼けた瓦片が下あたり飛び散り、土に埋もれた。  
 最期に美しくも一際煌煌と輝き、一階一階やがてその役目の終りを告げ、  
 約一五〇年間、仏教の殿堂として燦然と  
 た威光を放ってきた。法興寺の七堂伽藍は  
 推古十四年(五九六)に落成してから後  
 敏達天皇に茶毘に付された。  
 法興寺は  
 現在、焼失してから千年以上の年月を経  
 へ瓦礫のみを残すこの陣内の地にかつて  
 法興寺はあつた。おん  
 などと知る者は誰一人としておん  
 まつていて、ここに建てた  
 あらう寺のこゝを、肥後国益城郡城南町陣内  
 の地名に因んで、陣内廃寺と呼びならわ  
 すようになつた。と解される。(第六十八章  
 へ日法興寺(陣内廃寺)炎上の項におい  
 て既述)

真相 1155 百科6-541 5,293P

後 7,209 飛鳥時代 推古時代 百科①-188 平城京時代 中心とする時代

代初期の建久七年(一一九六)に雷火で焼失  
 したから寺運が衰え、今日では仮建の本堂を  
 残すのみで、安居院と呼ばはる。本尊の  
 釈迦如来像は飛鳥大仏は、  
 後補が多い。(世界大百科事典「平城  
 社」へ飛鳥寺参照) 写真図版 621、624  
 堂の本尊として栄えたが、いに建物も失  
 った。かろうじて残存していた五重塔も安政六  
 年(一八五九)に焼け、今日では全くの小寺  
 となつてしまつてゐる。(世界大百科事典  
 平城社、元興寺参照。既述)  
 事の真相を知らない後世の人々は、日本書  
 紀の記述をただ表面的に受け取り、蘇我馬  
 子を快く思はず、また蘇我馬子の創建にな  
 った。飛鳥寺(法興寺・元興寺)をも疎んずるよう  
 になつてゐたのであろう。  
 本元興寺は、新元興

637 → 3531-6/10, 1/10 3532-1/5, 2/5, 3/5 3531-1/5, 2/5, 3/5, 4/5, 5/5



H6.2.5 半  
丁

吉人親王  
天下593.418 紀7496  
5295P

白①末の67  
改②-73注16  
5295P

次改2行へ移した  
録②-73  
改②

11月  
品⑤327 725  
古事記⑤5275 3行

日本書紀

元正天皇の養老四年(七二〇)五月二十一

日条には日本書紀の奏上についで

記されている。(統紀)天武天皇の皇子

是より先、一品舍人親王勅を奉けたま

はりて日本紀を修む。是に至りて功成りて奏

上ぐ。紀世巻・系図一巻なり

系図は現存しない

もつとも書名や撰修経過等については諸

説があり、一定しない。書名を本条に日本

紀とあるのは統紀撰進の延暦期における

呼称の一つ。書名は日本書紀のこと

日本書紀(紀伝体)の意かという。また

天武十年三月に再開された編修事業がここに

完成したのであろう。事業の経緯に曲折あり

最終段階で舍人親王(天武天皇の皇子)が統

裁になつたのであうという。(一)統日本紀

現代思潮社、(一)末の六七頁。(二)統日本紀

うやうや 恭しく 5.212P

「あつち」類 5.296P

三昧 5.932P

修す白1-168P 小林 85P 抄物 5.932P

5295

新日本古典文学大系、岩波書店、七三頁、注一六参照

① 是より先(天武十年三月以降のいつなのか)

舎人皇子は、勅を奉じて、他の多くの者達と共に、日本書紀(日本紀)を修す(書物を作

執筆三昧の時が流れていった。吉野に籠る日々が続き、

② 五月二十一日、元正天皇の養老四年(七月二

③ とはいえ、文武上皇が日本書紀(日本

④ 天武天皇の皇子一品舎人親王が、功有つ

て完成した

⑤ すなわち、

養老四年(七二〇)五月二十一日、一品

舎人親王が、朝廷において、日本書紀(日本

ニ

新日本古典文学大系

640

新刊 二

崇神(初) } 紀上248注  
崇神(始)

5,297<sup>P</sup>

26  
4元% (±) ⑥

か あ 元375  
書き上げる 書き終る

なほ系図一卷は現存してない  
と想像される。

■この水までの歴史言は、  
ただ単に順を追って羅列したにすぎない  
過去の事実を

■しかし今

△日 天皇  
□は下 神の直系の子孫である  
だから 日 天皇こそ 日本国の統治者である

と川う ことを示す理想の書 日本書紀 にか  
きなのだ ✓

長川長川予想外の年月の後 によろやく書き  
上がった。

■つまり、聖徳太子と蘇我馬子によつて着  
手されたこの国史編纂事業は 舒明上皇・天

武上皇・文武上皇・舎人親王らのはかり知水  
ない努力と熱意によつて、とうとう完了

たのだった。

■もつとも、

①崇神天皇を初めとする歴代天皇の墳墓を、  
九州から近畿へ移して

満き2741  
紀小36<sup>r</sup> 記出21<sup>r</sup>  
5,298<sup>r</sup>

政経 2/105<sup>r</sup> 歌新技用活  
かお 書主終る 2375<sup>r</sup>

こと

② 都を、畿内に定め、

③ 日本書紀はおよび古事記は書き終え

のではない。

いや、実は、こ水からが正念場だといえよ

絶対的な真実であること、人々に信じ込ませなければならぬのである。

そのころ、朝廷は、日本書紀が作らるるころ、その時から以後、繰返し繰返し徹底して日本書紀の講書(講義)を行なった。

そして講書は、平安時代中期にかかるところまでの間、頻繁に続けられてゆく。

↑↑↑↑ (日本書紀) 中央公論社、三五

もちろん、言うまでもなく、誰よりも

日本の歴史は、日本書紀に記載されてい

こと

おぼろげ 云  
無謀 2158' 必<sup>めい</sup>ずや  
世代 1244' 5,299P

記(里)21'

「ところか」  
276

こと

子通りであつた

と、いうことが洗脳(思想改造)之水ていった

ように思われる。

・たとえ信じ難い記事が多々あろうとも、

信じたふりさせよ。と強要したのかも知れない。

・少なくとも、黙っていろよ。と要求

たのではなからうか。

日本書紀は、正実に違ひ、多く虚偽を加

えた書である。

と、非難したら、どうなるうか。

必ずや、とり返し、のつかない結果になる

だ。う。しかし、あえてそのよ様な、身の

たに違ひない。

\*

こと